

姫路市不動産公売のお知らせ（姫16）

公売財産、公売保証金 及び見積価額	別紙のとおり（姫16-1～姫16-2の計2件）	
公 売 方 法	期日入札（別紙に記載する売却区分番号ごとに売却する。）	
参 加 申 込 期 限	平成29年5月31日 入札開始前まで	
公売保証金納付期限	平成29年5月31日 入札開始前まで	
公 売 の 日 時	入 札	平成29年5月31日 午後2時から午後2時10分まで
	開 札	入札締切後即時
公 売 の 場 所	姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所 東館 入札室	
売却決定の日時	平成29年6月7日 午前10時	
売却決定の場所	姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所 姫路市財政局税務部納税課	
買受代金納付期限	平成29年6月7日 午後2時 (ただし、地方税法第19条の7第1項ただし書その他の法律の規定に基づき滞納処分の執行の停止があった場合を除く。)	
買受人についての 資格その他の要件	国税徴収法第92条、第108条等法令の規定により買受人となることができない者は、 買受人となることができません。その他別に定める「公売の手引き」のとおり。	
配当を受ける者の 権利の申出について	この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、 留置権等の権利を有する者は、売却決定日の前日までに債権現在額申立書により、その内 容を姫路市納税課に申し出てください。 なお、債権現在額申立書の用紙は同課にあります。	
そ の 他 重 要 事 項	1 入札参加希望者は、入札に先立ち入札参加願兼誓約書を提出し、別に定める入札の手 引きの記載事項を了承の上入札に参加してください。 2 公売保証金及び買受代金の納付は、現金又は小切手（金融機関振出し）に限ります。 3 入札は、公売保証金を納付した後でなければ参加することができません。 4 見積価額以上の入札者のうち、最高価額で入札した者を最高価申込者と決定し、売却 決定を行います。 5 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上でかつ最高入札価額から公売 保証金の額を控除した金額以上のもの）による入札者に対し、次順位買受申込者制度の 適用があります。 6 入札価額が見積価額に達しないときは、直ちに再度入札を行う場合があります。 7 公売財産に係る市税等の完納の事実が買受代金納付の前に証明されたときは、売却決 定を取り消します。	

- 8 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があった時です。
- 9 姫路市は、公売財産について瑕疵担保責任を負いません。
- 10 権利移転の費用（登録免許税等）は、買受人の負担になります。
- 11 公売財産の権利移転について登記を要するものについては、買受代金を納付するほか、一定の期間内に登録免許税額に相当する金額を国に納付し、その領収証書を姫路市に提出する必要があります。
- 12 公売財産は、現況有姿によるものとします。
- 13 姫路市は、公売財産の引渡しの義務を負いません。不動産登記上の権利移転のみを行います。
- 14 公売財産と隣接地との境界については、直接買受人において隣接者と協議してください。
- 15 公売財産内の動産の処理については、所有者と協議してください。
- 16 公売公告兼見積価額公告及び公売財産明細書は写しを姫路市納税課に備え付けてあります。公売手続等については、公売の手引きを確認してください。
- 17 詳細については、姫路市納税課まで問い合わせてください。

連絡先 姫路市財政局税務部納税課 電話 079(221)2289

売却区分番号	公売財産		見積価額(円)	公売保証金(円)
姫16-1	土地 所在地 地番 地目 地積	姫路市網干区新在家字網干浜 616番 宅地 92.56平方メートル	2,786,000	279,000
	土地 所在地 地番 地目 地積	姫路市網干区新在家字網干浜 616番1 宅地 38.46平方メートル		
姫16-2	土地 所在地 地番 地目 地積	姫路市広畑区則直字横枕 48番1 雑種地 183平方メートル	3,206,000	321,000

中止

※詳細は、納税課ホームページ <http://www.city.himeji.lg.jp/2212286> または「姫路 納税課」で検索ください。